

## 福島県県北地域基本計画

### 1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

#### （1）促進区域

促進区域は、福島県県北地域4市3町1村とする。

福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村の行政区画を促進地域とする。

ただし、次に掲げる区域は除くものとする。

- ◆ 下表で○を掲げた地域。
- ◆ 各市町村の土地利用計画上、特に保全すべき区域。

なお、下表で×を掲げた区域は、上記の促進区域中には存在しない。

（促進区域の市町村ごとの行政区画面積）

合計 175,334 h a

市町村名	行政区画面積 (ha)
福島市	76,772
二本松市	34,442
伊達市	26,512
本宮市	8,802
桑折町	4,297
国見町	3,795
川俣町	12,770
大玉村	7,944
計	175,334

自然環境保全法に規定する自然環境保全地域	×
自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域	×
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等 保護区	×
自然公園法に規定する国立・国定公園区域	○
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区	○
自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域	○
自然公園法に規定する都道府県立自然公園	○
環境省が選定した生物多様性の観点から重要度の高い湿地及び特定植物群落	○
生物多様性の観点から重要度の高い湿地	○
自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域	×

シギ・チドリ類渡来湿地	×
国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域	×
保安林及び国有林	○

（地図は別添1のとおり）

## （2）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

### 【地理的条件】

福島県県北地域は、中通りの北部に位置し宮城・山形両県と接する地域である。地形的には、西に吾妻・安達太良連峰の山々が連なる奥羽山脈、東にはなだらかな阿武隈高地、そしてその間を流れる阿武隈川流域を中心とした信達平野（福島盆地）から南へ連なる平坦地の三つの地域から形成されており、面積は1,753 km<sup>2</sup>で県全体の12.7%、人口は約49万1千人と県人口の25.6%を占めている。

市町村構成は4市3町1村（8市町村）からなり、福島市を中心行政、教育、文化、医療などの都市機能の集積が進んでおり、平成5年4月には、圏域全体で「職・住・遊・学」の備わった、新しい総合的な生活空間の創造を目指す「福島地方拠点都市地域」の指定を受けている。

産業面では、古くから養蚕の盛んな地域として発展し、戦前の日本における生糸、絹織物の一大生産地として国の経済を支えた地域であり、また、木工家具、酒造等の伝統的地場産業が根付いている地域である。

全体面積	175,334 ha
可住地面積地	76,692 ha
人口	490,647人（平成27年国勢調査）

### 【インフラの整備状況】

交通インフラとしては、東北自動車道、磐越自動車道、東北新幹線、山形新幹線などの高速交通網の整備により、首都圏や隣接する宮城県、山形県、新潟県と短時間で結ばれ、相馬市から県北阿武隈高地を横断し米沢市へと続く東北中央自動車道の整備も進んでおり、首都圏と東北圏、太平洋と日本海を結ぶ交通の要衝として重要な位置を占めている。（新幹線で東京まで約90分、山形まで約60分、仙台まで約20分）

### 【産業構造】

平成26年工業統計調査によれば、県北地域の製造品出荷額は1兆3,174億円、事業所数は901事業所、従業者数は39,452人となっている。

付加価値額（4,058億円）の業種別シェアでは、情報通信機械器具製造業が19.5%、飲料・たばこ・飼料製造業が11.6%、輸送用機械器具製造業と窯業・土石製品製造業が

それぞれ 9.0%、食料品製造業が 7.3% 等となっている。

また、平成 26 年経済センサス基礎調査によれば、情報サービス業、インターネット付随サービス業及び広告業については、事業所数 110 事業所、従業者数 1,120 人となっている。

主な立地企業としては、首都圏からの距離的優位性や東北新幹線、東北自動車道など高速交通網の整備充実、地価の低さなどを背景に、「輸送用機械関連産業」では、福島市の NOK (株) 福島事業場、二本松市の (株) CKF、テクノメタル (株)、桑折町の曙ブレーキ福島製造 (株)、日立オートモティブシステムズ (株) 福島事業所、川俣町の (株) 日ピス福島製造所など、「情報通信用機械、電子部品・デバイス、半導体関連産業」では、福島市の NEC プラットフォームズ (株) 福島事業所、福島キヤノン (株)、(株) 沖データ福島事業所をはじめ、二本松市の福島サンケン (株)、伊達市の富士通アイソテック (株)、福島太陽誘電 (株)、本宮市のアルス (株)、(株) 福島芝浦電子、国見町の (株) 国見メディアデバイスなど国内トップシェアを誇る企業及び関連企業の幅広い産業集積が形成されている。

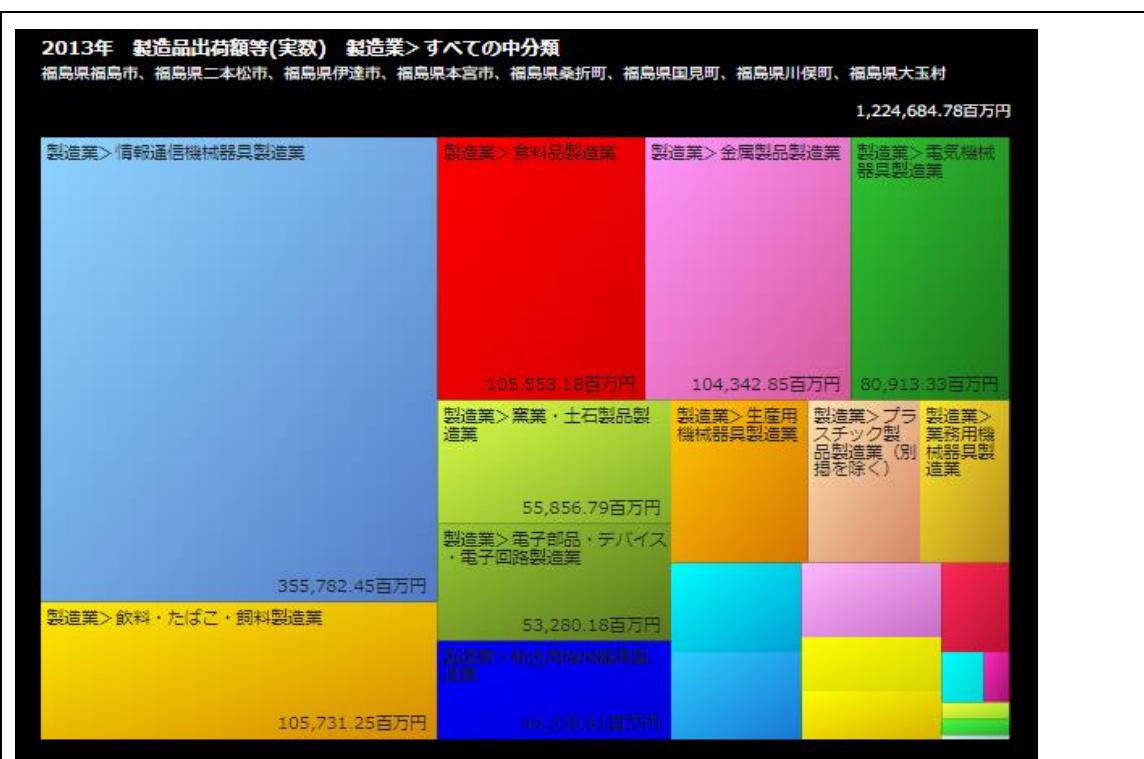
また、「医療福祉関連産業」では、福島市の日本ベクトン・ディッキンソン (株) 福島工場、同仁医薬化工 (株) 福島工場、トーアエイヨー (株) 福島工場、(株) コーケンなど、医薬品、医療機器産業の集積も図られている。

さらに、「再生可能エネルギー関連産業」では、福島市の (株) 中川水力、北芝電機 (株) など、「航空宇宙関連産業」では、福島市の (株) 大川電機製作所福島工場、(株) 中野製作所など、また、「食品・飲料関連産業等地域資源活用型産業」では、福島市のトーニチ (株)、コープ食品 (株) 東北工場、(株) ニッセーデリカ福島工場、(株) ヤクルト本社福島工場、福島乳業 (株)、二本松市のライオン菓子 (株) 二本松工場、大七酒造 (株)、本宮市のアサヒビール (株) 福島工場、桑折町のフクシマフーズ (株) などの食品・飲料関連産業のほか、東北自動車道沿線を中心に、高速交通体系を活用した運送業、卸売業の集積も形成されている。

「情報通信関連産業」については、福島市の (株) インフォメーション・ネットワーク福島などに加え、県が設置する「福島駅西口インキュベートルーム」においてソフト系 IT 分野を中心とする起業者等への支援を実施しており、複数の企業が独立している。

今後、これらの産業集積の厚みを増すための企業立地の促進に加えて、地域内における同業者間の連携などによる新規技術・サービスの開発やコスト削減による効率化等の取組が必要となっている。

なお、地域経済分析システムにおける県北地域の製造業にかかる産業構造は表のとおり。



既存の情報通信機械器具製造業のポテンシャルを活かし、かつ、近隣も含めた立地する輸送用機械、医療福祉関連、航空宇宙関連の企業とのマッチングや共同により、既存産業の集積を強みとした地域経済を牽引する事業者の取り組みを創出することで、経済的な効果だけでなく地域の企業の継続的な発展が期待できる。

### 【人口分布の状況】

県北地域の人口は、東日本大震災及び原子力災害の影響により、県外等への人口流出が進み、平成29年7月現在で483,989人（現住人口調査）となっている。

このような中、活力ある産業を形成し、地域経済の活性化を図るために、産業振興施策の一層の推進が重要であり、特に企業立地の促進は、産業振興や雇用拡大をはじめ、定住人口の増加、市民所得の向上等経済的波及効果が大きく、地域からの期待が非常に高いものとなっている。

(促進区域の人口分布の状況)

市町村名	人口 (平成 27 年国勢調査)	現住人口 (平成 29 年 7 月 1 日現住調査)
福島市	294, 247	291, 483
二本松市	58, 162	56, 765
伊達市	62, 400	61, 031
本宮市	30, 924	30, 745
桑折町	12, 271	12, 030
国見町	9, 512	9, 270
川俣町	14, 452	13, 888
大玉村	8, 679	8, 777
計	490, 647	483, 989

## 2 地域経済牽引事業の促進による経済的效果に関する目標

### (1) 目指すべき地域の将来像の概略

県北地域では、平成 15 年に産業振興の拠点として（公財）福島県産業振興センターや福島市産業交流プラザ、福島商工会議所等の商工関係団体、インキュベートルームなどが入居する福島駅西口複合施設「コラッセふくしま」が整備され、ワンストップでの各種サービスを提供している。

高等教育・学術研究機関における産業支援の取組も進められており、福島大学では、共生システム理工学類での各種研究や人材育成、地域創造支援センターによる産学連携の推進、福島県立医科大学では、ふくしま医療－産業リエゾン支援拠点等での地域産学官共同研究などを推進している。

また、公的試験研究機関として、福島県ハイテクプラザ福島技術支援センターでは繊維等を中心とする工業に関する試験・研究、福島県農業総合センター果樹研究所及び畜産研究所では農産物に関する試験・研究をそれぞれ行うと共に、その成果を基に地域企業への技術移転を実施している。

さらに、福島市では新技術・新産業の創出と持続的な発展を推進するため、「福島市産業交流プラザ」を設置するとともに、「ふくしま新産業創造推進協議会」において産学官連携の促進に積極的に取り組んでおり、これらの取組を通して、当地域の産学官連携の一層の促進が期待されている。

このような高等教育・学術研究機能や産学官連携基盤を活用しながら、前述の地理的条件や物流基盤、幅広い既存産業の集積等のポテンシャルを最大限に生かし、既に一定の集積が進んでいる輸送用機械関連産業、情報通信用機械、電子部品・デバイス、半導体関連産業の集積を活用し、地域経済牽引事業を促進する。

加えて、県が策定した「福島県復興計画（第 3 次）」（平成 27 年 12 月策定）に掲げる

「新産業創造プロジェクト」により推進している、医療機器開発支援拠点や創薬開発支援拠点の整備等に伴い、今後一層の集積が期待される医療福祉関連産業や、本県の将来を支える産業としての成長が期待される再生可能エネルギー関連産業のほか、「中小企業等復興プロジェクト」により推進している航空宇宙関連産業など、高度技術産業の集積を活用し、さらに付加価値の高い技術・製品開発に取り組み、基礎素材から加工組立まで厚みのあるものづくり産業を活用した地域経済牽引事業の活性化を目指す。

さらに、県が策定した「福島県商工業振興基本計画」（令和3年12月改定）においては、再生可能エネルギー関連産業に加え、水素・環境・リサイクル関連産業分野を新たに位置づけ、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を加速し、環境と経済の好循環を創り出していく。

また、当地域の豊かな農産物資源を活用できる食品・飲料関連産業等の集積を活用し、地域の特色を生かした技術や製品開発等を目指すとともに、既に集積が進んでいる情報通信用機械産業との連携が可能なデータセンターや、地域の人材を活用できるコールセンターなどの情報通信関連産業を活用した地域経済牽引事業の活性化を目指す。

## （2）経済的効果の目標

- 1件あたりの約0.4億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を14件程度創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.3倍（平成25年福島県産業連関表（全産業平均）1.2873倍）の波及効果を与え、促進区域で約7.2億円の付加価値を創出することを目指す。
- 7.2億円の付加価値は促進区域の製造業における集積を図ろうとする関連産業の付加価値4,058億円（平成26年実績）の約0.1%である。
- また、KPIとして、地域経済牽引事業新規承認件数を設定する。

### 【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	—	720百万円	—

### 【KPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業新規承認件数	—	14件	—

## 3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（1）～（3）の要件をすべて満た

す事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が3,626万円（本県の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサス－活動調査（平成24年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的效果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で3%増加すること。
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で1%増加すること。
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で1%増加すること。

#### 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

県北地域における重点促進区域は、管内各市町村の以下の区域とする。

市町村名	重点促進区域	
	箇所数（※）	面積（ha）
福島市	20	329.1
二本松市	51	309.8
伊達市	12	135.2
本宮市	21	245.0
桑折町	1	57.4
国見町	3	20.9
川俣町	11	25.9
大玉村	15	101.9
計	134	1,225.2

※ 地図は別添2のとおり。また、各重点促進区域の大字及び字の区域は別添3のとおり。

なお、産業集積が図られている既存の工業団地等を活用し、地域経済

牽引事業として推進する。

#### (概況及び公共施設等の整備状況)

県北地域の重点促進区域の概ねの面積は 1,225 h a である。

本区域は、「1 基本計画の対象となる区域（2）地域の特色」において記載した「インフラの整備状況」のとおり、高速道路、新幹線による高速交通網が既に整備されており、さらに、東北中央自動車道の整備が進んでいることから、県北地域の各重点促進区域はいずれも交通インフラが充実した場所であり、県北地域の各重点促進区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域を設定することとする。

福島市、二本松市、桑折町、国見町の重点促進区域には、農用地区域を含まない。

伊達市、本宮市、川俣町、大玉村の重点促進区域には、農用地区域を含むものの、他法令等による調整を計画（伊達市、本宮市、大玉村）、又は、一部（一筆）のみが農用地であるが、いずれも地域未来投資促進法による土地利用調整は予定していない。

二本松市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村の重点促進区域には、市街化調整区域を含まない。

福島市、伊達市の重点促進区域には、市街化調整区域を含むものの、他法令等による調整を計画しており、地域未来投資促進法による土地利用調整は予定していない。

なお、各重点促進区域は、県及び各市町村で策定している土地利用関係の諸計画と整合が図られている。

#### (2) 区域設定の理由

工場立地法に定める「特定工場」（一定の敷地面積又は建築面積を有する製造業等を行う工場）については、同法に基づき原則、敷地面積に対して一定の比率以上の緑地・環境施設面積を確保することが求められている。

しかしながら、県北地域には既に相当数の企業が立地し、集積が進んでおり、新たな用地の確保が困難な状況となっている。そのため、工場周辺の生活環境を保持することを前提に、工場立地法で定める緑地を含め、より効率的な工場用地の利用・確保を図る必要があり、その方策として工場立地法の特例を措置することが不可欠となっている。

地域経済牽引事業を行う企業は新たな需要の創出など地域経済に大きく寄与することが期待され、また既存事業所においても、新たな設備投資や生産能力拡充、生産人員増強が必要な場合が増えており、効率的な用地確保が求められ、特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域として各市町村に設定する。

特例措置の適用により、工場用地の効率的活用が進み、①農地転用面積の縮小、②新

規立地企業の工場用地への配分増加等が期待され、45件程度の企業立地、新規雇用人数2,542人程度の効果が見込まれると考える。なお、既存工場については、敷地内での生産・研究施設の増設、増加従業員の駐車場、冬期の雪捨て場の確保などが可能となる。また、新規立地工場については、工場の取得用地が縮小するなど用地の効率的な活用が可能となる。

さらに、県北地域の製造業の製造品出荷額は現状（平成26年）については、未だ震災前（平成22年）の水準を下回っており、県北地域の産業は依然として厳しい状況にある。そのため、企業立地促進法に基づく福島県県北地域の基本計画と同様に重点促進区域を設定し、引き続き、産業の集積が図られている既存の工業団地等を活用することで、地域経済牽引事業の促進を図り、県北地域の産業の本格的な復興を図っていくこととしたい。

なお、区域設定にあたっては、平成28年工場適地調査において、福島市に約34ha、二本松市に約0.4ha、伊達市に約6ha、本宮市に約3ha、桑折町に約3ha、川俣町に約6ha（県北地域計 約49ha）が未分譲用地として把握されているが、新たな工場の用地としては充分な面積を備えていることからこれを含めて重点促進区域を設定している。

### （3）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

工場立地法の特例措置を実施しようとする区域は、上記の重点促進区域とする（区域の地番等は別添3のとおり）。なお、区域の設定にあたっては、緑地の整備や環境の保全等に配慮したものである。

設定する区域は、令和2年12月21日現在における地番により表示したものである。

なお、工場立地法の特例の適用にあたっては、地域の実情、住民の意思を踏まえ、特定工場周辺の生活環境の保持を適切に図る。

## 5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

### （1）地域の特性及びその活用戦略

- ① 【地域の特性】県北地域の「情報通信機械器具製造業」、「輸送用機械器具製造業」などの産業集積  
【活用戦略】成長ものづくり
- ② 【地域の特性】県北地域の航空宇宙産業の技術  
【活用戦略】成長ものづくり
- ③ 【地域の特性】県北地域のふくしまロボット産業推進協議会の知見  
【活用戦略】第4次産業革命

- ④ 【地域の特性】県北地域のエネルギー関連技術
  - 【活用戦略】再生可能エネルギー・水素・環境・リサイクル
- ⑤ 【地域の特性】県北地域の「情報通信機械器具製造業」、「輸送用機械器具製造業」の産業集積
  - 【活用戦略】医療関連産業

## (2) 選定の理由

- ① 【地域の特性】県北地域の「情報通信機械器具製造業」、「輸送用機械器具製造業」などの産業集積

### 【活用戦略】成長ものづくり

県北地域の付加価値額（4,058 億円）の業種別シェアでは、情報通信機械器具製造業が 19.5% であり、県全体の付加価値額に占める割合も 44.4% と高く、福島キヤノン（株）や富士通アイソテック（株）など主要企業も立地しており、県内他地域の企業間取引が期待できる。

飲料・たばこ・飼料製造業の地域の付加価値額の業種別シェアは 11.6% であり、当該業種の県全体の付加価値額に占める割合も 44.9% と高く、トーニチ（株）や大七酒造（株）など主要企業が立地しており産業の集積が図られている。

輸送用機械器具製造業は、地域の付加価値額の業種別シェアは 9.0% であり、当該業種の県全体の付加価値額に占める割合も 25.9% と高く、テクノメタル（株）や日立オートモーティブシステムズ（株）など主要企業も立地しており、情報通信機械器具製造業と同様に県内他地域の企業間取引が期待できる。

さらに、繊維工業の地域の付加価値額の業種別シェアは 1.7% であるが、当該業種の県全体の付加価値額に占める割合も 30.9% と高く、超極細生糸を使用した世界一薄い絹織物の開発により第4回ものづくり日本大賞で内閣総理大臣賞、グッドデザイン賞を受賞した齋栄織物（株）などが立地し、新しい高付加価値製品を生産、欧州にも販路を拡大しており、海外への販路拡大も期待できる。

これら企業間の取引拡大や相互連携などにより、成長ものづくりを推進する環境が整っている。

既に集積が進んでいる「情報通信機械器具製造業」との連携が期待できるデータセンターや、これまで地域外に流出していた人材や若年層などの新たな雇用の場としての効果が期待できるコールセンターなどの「情報通信関連産業」、さらに果物などの一大生産地でもあることから飲料品産業等の集積を活用し、成長ものづくり産業との相互連携により県北地域の産業全体の更なる活性化を図り、地域経済牽引事業を促進する。

- ② 【地域の特性】県北地域の航空宇宙産業の技術

### 【活用戦略】成長ものづくり

県北地域には、航空宇宙産業の参入実績のある企業、参入し得る技術を持つ企業が機械加工、電子を中心に 12 社存在しており、うち 5 社が航空機産業の国際認証規格を取得している。

そのうち、国際認証規格を持つ 1 社は、県内他地域にある航空機産業の中核企業とエンジン部品の加工において多くの取引を現在行っており、宇宙産業においても、人工衛星搭載用通信機器において実績を有している。

今後も当企業及び周辺企業では航空宇宙産業において成長が見込まれるため、成長ものづくり産業における地域活性化が期待される。

県では、航空宇宙関連産業を再生可能エネルギー、医療、ロボット関連産業と併せて重点業種に位置づけており、航空宇宙フェスタの開催、認証取得や参入支援のための専門家（コンサルタント）派遣、認証取得経費の一部補助等を行っている。

### ③ 【地域の特性】県北地域のふくしまロボット産業推進協議会の知見

#### 【活用戦略】第 4 次産業革命

県北地域では、2 社が福島県の災害対応ロボット研究開発事業の採択を受け、全天候型 U A V 機体の開発等が進められたほか、4 社がロボット関連産業基盤強化事業費補助金の採択を受け、ロボットハンド用小型精密アクチュエータの開発、I2C 通信のマイクロ波データ転送の開発などが進んでいる。

また、1 社が地域復興実用化開発等促進事業費補助金の採択を受け、ドローンによる害獣対策技術の開発などが進んでいる。

これらの企業等も属する「ふくしまロボット産業推進協議会」では 4 分野の検討会（ドローン活用検討会、医療・生活支援ロボット検討会、ロボット部材開発検討会、ロボット・ソフトウェア検討会）を設け、知見の蓄積、相互交流、普及啓発等の取組を推進しており、県北地域の 41 社が参画している。

また、ロボット技術に関する教育機関として、福島大学（福島市）、が存在しており、隣接する相双地域に整備が進められている福島ロボットテストフィールド（南相馬市）もあり、当該協議会の取組について、人材供給や技術支援の観点から支援を受けることが可能である。

県としても、このような取組の後押しをすべく、企業や大学等が取り組むロボット開発や要素技術開発への支援を実施するほか、県の試験研究機関によるロボット開発に加え、県の事業である災害対応等ロボットの導入支援や販路拡大、普及啓発、人材育成の取組等を進める。

このように「ふくしまロボット産業推進協議会」に集約される知見を活用し、第 4 次産業革命を推進する。

### ④ 【地域の特性】県北地域のエネルギー関連技術

#### 【活用戦略】再生可能エネルギー・水素・環境・リサイクル

県北地域に立地している北芝電機（株）は、東北・北海道地区唯一の重電メーカー

として、変圧器や制御システム、水素燃料電池などの電力システムを支える製品を供給しており、最新の設計技術とナタネ油の特性を最大限に引き出すことによってライフサイクルを画期的（同種の平均的製品の2倍）に伸ばす新型の環境調和型変圧器「ULTrans（ウルトランス）」を開発し、国内油入変圧器10～60MVA市場において5%のシェアを獲得しているなど、環境負荷軽減につながる取組を進めている。また、水素分野においても、国立研究開発法人福島再生可能エネルギー研究所と連携を図りながら、大型燃料電池の寒冷地対応機開発なども実施している。

また、平成12年から地域の太陽光発電普及に力を入れ、今では地域新電力として電力小売り事業に進出、県内初となる移動式・商用水素ステーションの整備まで進めている（株）アプロガスや、震災後に小水力発電や地熱バイナリー発電を事業化し、再生可能エネルギーを活用した観光復興・まちづくりを行っている（株）元気アップつちゆなど、ユニークな取り組みを進めている発電事業者も多い。

さらに、国立大学法人福島大学では、再生可能エネルギーに関する既存技術を利用し、事業を創出する人材「再生可能エネルギー事業プランナー」を育成するための講座を設けているなど、ものづくり、仕事づくり、人づくりの面で再生可能エネルギー分野を推進する環境が整っている。

こうした地域のエネルギー関連の技術力を活用した次世代を担う再生可能エネルギー・水素・環境・リサイクルに係る設備投資や開発活動などの地域経済牽引事業の創出を図るものとする。

## ⑤ 【地域の特性】県北地域の「情報通信機械器具製造業」、「輸送用機械器具製造業」の産業集積

### 【活用戦略】医療関連産業

県北地域の付加価値額（4,058億円）の業種別シェアでは、情報通信機械器具製造業が19.5%であり、当該業種の県全体の付加価値額に占める割合も44.4%と高く、福島キヤノン（株）や富士通アイソテック（株）などの企業も立地している。

輸送用機械器具製造業は、地域の付加価値額の業種別シェアは9.0%であるが、当該業種の県全体の付加価値額に占める割合も25.9%と高く、テクノメタル（株）や日立オートモーティブシステムズ（株）などの企業も立地している。

このように、既に県北地域には、「情報通信機械器具製造業」、「輸送用機械器具製造業」の集積が進んでおり、県北地域では、64の企業・団体が福島県医療福祉機器産業協議会に参加し、医療機器事業への参入を図っている。また、福島医科大学内に、ふくしま医療機器開発支援センターが設置されており、これらの企業を支援している。県北地域には、高度な医療機器の製造販売を行う第一種医療機器製造販売業許可取得企業が多く立地していることもあり、前述の各種産業の集積を活用して、先進的な医療産業クラスターの形成が期待できる。

さらに、平成29年度途中からは、県と福島市との連携を強化し、「福島市医産連携

研究会」において幅広い産業と医療の連携を目指している福島市の事業との調和によりさらなる医療関連産業における地域の発展を進めることが可能となっている。

県では、長期にわたる取引が期待され、かつ、付加価値の高い取引が可能な有望産業として医療機器関連産業を重点業種の一つに位置付けている。

以上より、地域の産業集積を活用した医療機器等生産に係る設備投資や研究開発などをを行う地域経済牽引事業の創出を図るものとする。

## 6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

### (1) 総論

地域の特性を生かして、成長ものづくり分野及び第4次産業革命を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本区域にしかない強みを創出する。

### (2) 制度の整備に関する事項

#### ① 不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設に関する検討

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、不動産取得税、固定資産税の減免措置について、県及び各市町村において検討を行う。

#### ② 地方創生関係施策

- ・県北地域の航空宇宙産業の技術を活用した成長ものづくり分野において、地方創生推進交付金等適切な施策を検討し、成長ものづくり分野の航空宇宙産業において、地域経済牽引事業者への設備投資支援などによる事業環境の整備や新規参入企業の育成等を実施予定。

- ・県北地域のふくしまロボット産業推進協議会の知見を活用した第4次産業革命において、地方創生推進交付金等適切な施策を検討し、ICT関連産業の集積を図り、人材の定着を図るため、サテライトオフィス等の整備や入居企業への支援等を実施する予定。また、県内ICT企業等が開発した製品が県内ものづくり企業等で利活用が図られるよう、AI・IoT製品の導入支援を実施するとともに、企業においてこれらの製品を活用できる人材を育成する予定。

- ・県北地域のふくしまロボット産業推進協議会の知見を活用した第4次産業革命において、地方創生推進交付金等適切な施策を検討し、ロボットテストフィールド及び国際産学官共同利用施設の整備及び機能の充実を図るとともに、ロボット関連産業の集積を図り、企業や大学等が取り組むロボット開発や要素技術開発、県の試験研究機関によるロボット開発、災害対応等ロボットの導入支援や販路拡大、普及啓発、人材育成の取組み等を実施する予定。

- ・県北地域の「情報通信機械器具製造業」、「輸送用機械器具製造業」の産業集積を活用した医療関連産業分野において、地方創生推進交付金等適切な施策を検討し、ふくしま医療機器開発支援センターを最大限に活用し、県内企業の設備や機能の充実を図るとともに、県内企業等が有する技術・製品を広く県内外に発信し、販路拡大、人材育成等を実施する予定。
- ・地方創生推進交付金等適切な施策を検討し、カーボンニュートラルの実現に向け、エネルギー・エージェンシーふくしまを始め、産学官金と連携を図りながら、再生可能エネルギー・水素・環境・リサイクル分野において、ネットワークの構築から、新規参入、人材育成、研究開発、事業化、販路拡大、海外展開まで一体的に支援するとともに、中小企業が行う脱炭素化に向けた取組や RE100 工場など産業部門の脱炭素化モデル創出などを実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

県、市町村及び、後述する「地域経済牽引支援機関」が有する情報であって、資料として開示している情報について、インターネット等での公開を進めていくよう努める。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

① 企業誘致に係るワンストップサービス体制の強化

県と市町村が連携・協力しながら、企業からの相談・提案等に対して一括して対応できる体制を強化し、最速・最良の企業支援サービスを提供する。

また、相談・提案の内容に応じて、後述する「地域経済牽引支援機関」の各機関と連携し、対応することとする。

② 立地企業とのネットワークの強化

既に立地している企業に対しても、県と市町村が連携して企業訪問を実施し企業のニーズの把握に努めるとともに、商談会やセミナーの開催などを通じてビジネスチャンスの拡大や技術情報の提供を行っていく。

(5) その他

① インフラの整備等に関する事項

以下に掲げる事業、取組及び要望・働きかけを継続、実施していくこととする。

ア 工業用地の分譲及び整備[実施予定者：市町村、福島県]

イ 高規格道路、国道等の早期供用[実施予定者：国]

② 事業承継に関する事項

以下に掲げる取組を継続、実施していくこととする。

- ・「地域サポート委員会」による中小企業・小規模事業者の事業承継等経営課題の解決支援[実施者：福島県オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会]

③ 人材の育成・確保に関する事項

以下に掲げる事業、取組を継続、実施していくこととする。

- ア 人財育成塾「県北技塾」[実施者：福島商工会議所]
- イ 次世代のふくしまを担う人材育成事業 [実施者：福島県]
- ウ 企業が必要とする職業能力の向上 [実施者：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部福島職業能力開発促進センター]
- エ 福島市産業交流プラザの運営 [実施者：福島市]
- オ 産学官連携の推進 [実施者：ふくしま新産業創造推進協議会]

④ 技術支援等に関する事項

以下に掲げる事業、取組を継続、実施していくこととする。

- ア 福島県ハイテクプラザ及び同福島技術支援センターの機能強化 [実施者：福島県]
- イ 輸送用機械関連産業集積育成事業 [実施者：福島県]
- ウ ふくしま産学官連携推進事業 [実施者：福島県]
- エ 福島医薬品関連産業支援拠点化事業 [実施者：福島県]
- オ 再生可能エネルギー・水素・環境・リサイクル関連産業の集積・育成 [実施者：福島県]
- カ 航空宇宙産業集積推進事業 [実施者：福島県]
- キ 福島大学における産業技術開発・支援機能の拡充 [実施者：福島大学]
- ク 福島市における産学連携の取組 [実施者：福島市]
- ケ ロボット産業の基盤とネットワークの形成  
[実施者：ふくしまロボット産業推進協議会]

⑤ その他の円滑な地域経済牽引事業のための事業環境の整備に関する事項

以下に掲げる事業、取組を継続、実施していくこととする。

- ア 「ふくしま産業復興投資促進特区」による産業集積促進 [実施者：福島県、市町村]
- イ ふくしま産業復興企業立地支援事業 [実施者：福島県]

(6) 実施スケジュール

取組事項	H29 年度	H30 年度～R5 年度
<b>【制度整備】</b>		
不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設検討	検討後、県・市町村議会条例案提出（想定）年度内施行、受付開始、運用	→
<b>【情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開等）】</b>		
県、市町村、地域経済牽引支援機関の情報の公開化	各関係機関と協議、検討し、了解の上公開化、運用	→
<b>【事業者からの事業環境整備の提案への対応】</b>		
①企業誘致に係るワンストップサービス体制の強化	運用	→
②立地企業とのネットワークの強化	運用	→
<b>【インフラの整備】</b>		
①工業用地の分譲及び整備	実施	→
②高規格道路、国道等の早期供用	働きかけ	→
<b>【事業承継】</b>		
地域サポート委員会の経営サポート	継続、実施	→
<b>【人材の育成・確保】</b>		
①人材育成塾「県北技塾」	継続、実施	→
②次世代のふくしまを担う人材育成事業	継続、実施	→
③企業が必要とする職業能力の向上	継続、実施	→
④福島市産業交流プラザの運営	継続、実施	→
⑤産学官連携の推進（ふくしま新産業創造推進協議会）	継続、実施	→

【技術支援等】		
①福島県ハイテクプラザ及び同福島技術支援センターの機能強化	継続、実施	→
②輸送用機械関連産業集積育成支援事業	継続、実施	→
③ふくしま産学官連携推進事業（福島県）	継続、実施	→
④福島県医薬品関連産業支援拠点化事業	継続、実施	→
⑤再生可能エネルギー・水素・環境・リサイクル関連産業の集積・育成	継続、実施	→
⑥航空宇宙産業集積推進事業	継続、実施	→
⑦地方創生推進交付金の活用	継続、実施	→
⑧福島大学における産業技術開発・支援機能の拡充	継続、実施	→
⑨福島市における産学官連携の取組	継続、実施	→
⑩ロボット産業の基盤とネットワークの形成（福島県等）	5月協議会設立、各種ロボットの産業集積図る取組開始	→
【他の円滑な地域経済牽引事業のための事業環境の整備】		
①「ふくしま産業復興投資促進特区」による産業集積促進	継続、実施	→
②ふくしま産業復興企業立地支援事業	継続、実施	→

## 7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

### （1）支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、地元市町村をはじめ、独立行政法人が設置する産業支援機関、地域の大学としての福島大学、新規治療薬・診断薬・検査試薬などの開発支援を多面的に行う拠点としての福島県立医科大学、地元中小企業等への支援を行っている商工団体・金融機関、地域協調・地域活性化支援を行っている電力事業者、福島市が設置している福島市産業交流プラザ、中小企業の経

営革新、創業・ベンチャーの支援を行う県産業振興センター、行政と各業種等で構成された各協議会、本県が設置する福島県ハイテクプラザ福島技術支援センターなど地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。

また、地域経済牽引事業の円滑な支援に向けて、協議会を開催するなど関係支援機関（「地域経済牽引支援機関」）の理解醸成に努める。

## （2）地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

### ①福島県オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会

本県では平成27年度に県、金融機関、商工会・商工会議所、税理士会などが相互に連携・協力していくため「福島県オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会」が設立され、県内事業者の経営を強力な支援体制でサポートしている。県北地域にも、税理士、中小企業診断士等で構成する「地域サポート委員会」が設置され、日ごろ、中小企業・小規模事業者等と接触している経営指導員や金融機関等を通じて、事業承継も含め経営に関する相談等があれば、地域サポート委員会のメンバーで支援策を検討、回答する体制が整っており、今後もこの取組を継続していくこととする。

### ②福島商工会議所

人材育成の取組として、『人財育成塾「県北技塾」』を開催し、各企業において、今後中核になることが期待される技術者に対し、大学や試験研究機関等から専門の講師を招き、最先端で研究されている内容等について講義を行うことで、製造業における高度な人材を養成する。

### ③独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部福島職業能力開発促進センター

労働者の技能の習得及び向上、地域間及び産業間の移動の円滑化その他就職の援助に関し必要な支援を行うため、多様な技能習得コースを揃え提供し、地域産業を支える人材育成を実施する。

### ④ふくしま新産業創造推進協議会

産学官の連携を推進するため、産業界、大学・公的機関の連携、交流を促進し、県北8市町村の産業振興を目的とし、講演会・研修会、産学官の交流・情報交換の場の提供、企業活動に関する情報の提供等の事業を実施する。

### ⑤福島大学

福島大学地域創造支援センターにおいて、企業や行政、金融機関等と連携して、地場産業の振興、地域との連携事業、コンサルティング、研究会の開催等に取り組む。

### ⑥ふくしまロボット産業推進協議会（福島県）

平成29年5月に設立された同協議会では、廃炉・除染、災害対応、インフラ点検、物流、医療介護、農業など他分野で活用されるロボット・ドローンの産業集積を図るため、会員相互交流、技術基盤整備、取引拡大に取り組む。

#### ⑦福島県ハイテクプラザ及び同福島技術支援センター

福島県ハイテクプラザ及び同福島技術支援センターの機能強化を図り、地域企業の産業競争力の回復、地域経済の再生のため、ハイテクプラザや大学の研究機関等が長年にわたって蓄積してきた技術・知識を地域産業と有機的に結びつけ、国際競争力を持った技術・製品が生まれる環境整備を推進する。(共同研究、技術相談、設備機器開放、依頼試験等ハイテクプラザ機能の強化)

## 8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

### (1) 環境の保全

県北地域は、広大な森林と数多くの河川を有し、豊かな美しい自然に恵まれているものの、地球規模では、温暖化、オゾン層の破壊、生物多様性の減少などの環境問題が深刻化し、また、廃棄物排出量の増大、水質の悪化、ダイオキシン類による健康被害への懸念など身近なところにおいても、豊かな自然環境を脅かしかねない問題が起きている。このため、福島県環境基本計画に基づき、自治体や住民と協力しながら、地域経済牽引事業者等に対して、事業活動による環境への負荷の低減に向けた適切な指導・助言を行うなどの取組を推進し、環境の保全に努めるものとする。なお、環境保全地域周辺で具体的な企業立地等の協議や相談があった場合には、環境保全部局や関係機関との調整を行うものとする。

～事業者に期待される役割～

- ① 事業活動の実施に当たっての多様な生態系や自然環境の保全への配慮
- ② 事業活動に伴う環境負荷低減のための資源・エネルギーの有効利用、汚染物質の排出削減及び廃棄物の減量化・適正処理
- ③ 生産・流通・消費の各段階を通して環境負荷を低減するため、製品のライフサイクルを考慮した開発及び再生資源などの環境負荷の少ない原材料の利用
- ④ 事業活動による環境への影響を未然に防止するための施設整備

### (2) 安全な住民生活の保全

- ① 犯罪及び事故の防止に配慮した施設の整備と管理

犯罪及び事故の防止を図るため、住民の理解を得ながら、見通しを確保した施設の配置、歩道と車道の分離、防犯カメラや防犯灯等の設置などに努める。

- ② 地域における防犯活動への協力

事業者等は、地域住民等が行う犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動に積極的に参加するほか、活動に必要な情報、物品、場所等を提供するな

どの協力を住民の理解を得ながら行う。

③ 犯罪捜査への協力等

事業者等は、事件・事故発生時における警察への連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力をを行うとともに、企業立地を通じた産業の集積に伴い新たに必要となる警察活動に要する経費を措置する。

④ 暴力団等の排除

暴力団等反社会的勢力を排除するとともに、同勢力からの様々な要求には応じない

⑤ 従業員に対する防犯指導

事業者は従業員に対して各種法令の遵守について十分な指導を行う。また、外国人従業員に対しては日本の法制度について指導教育を徹底する。

⑥ 不法就労の防止

事業者は外国人を雇用しようとする際には、必ず旅券等により当該外国人の就労資格の有無を確認する。

(3) 原子力災害の克服

福島県復興計画や関係法令等に基づき、住民や事業所の帰還と復興に向けた環境整備に取り組む。

また、環境放射線等モニタリング結果をわかりやすく公開するとともに、本県の現在の姿、復興に向けた取組の状況等、的確な情報を国内外に発信することなどにより、風評被害の払拭に取り組む。

(4) その他

○ P D C A 体制の整備等

毎年、基本計画及び承認事業計画の進捗状況の把握や効果の検証に努める。

## 9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

現時点では該当なし。

今後、記載の必要が生じた場合は、基本計画を変更し定めることとする。

## 10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、

その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）